

岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金

うちブロック塀除却、フェンス等改修 申請書類等作成手引き

【補助対象となる物件】

<ブロック塀除却>

- (1) 高さが 60cm を超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀であること
- (2) 不特定の者が通行する道路（私道を除く）に面するものであること
- (3) 点検表（補助金交付要綱別表第 3 又は第 4）により、安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
- (4) 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの
- (5) (2) 及び (3) の部分のすべてのブロック塀について除却を行うもの

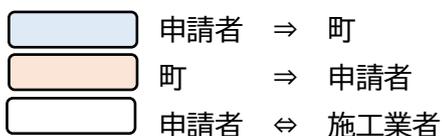
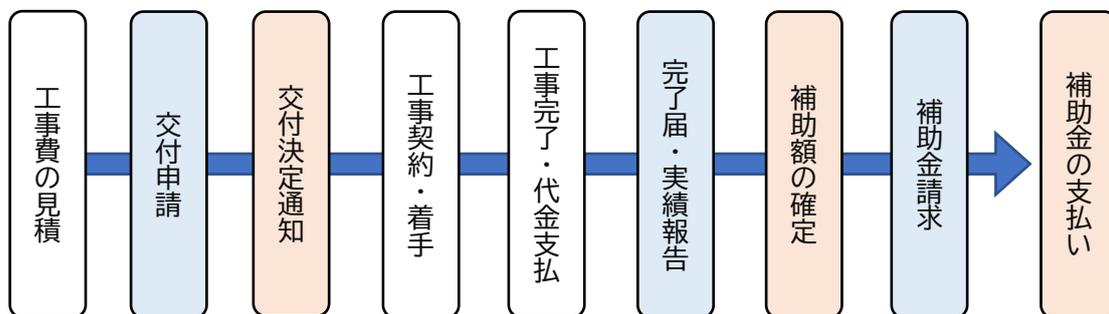
<フェンス等改修>

- (1) ブロック塀除却 (5) と併せて行うもの

【補助金活用にあたっての注意点】

- ・ 対象となるブロック塀の条件を満たしているか。
- ・ 交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。（契約及び工事着手は補助金交付決定後に行ってください）。
- ・ 対象年度内に工事を完了するものに限ります。
- ・ ブロック塀除却等に併せて施工する樹木の伐採、土間コンクリート工事等の事業に直接関係のない費用については補助対象外となります。
- ・ 交付決定前及び補助額の確定前に、現地確認・検査（道路側から計測等を行います）をする場合がありますのでご了承ください。

【補助金申請の手順】



【交付申請時に必要な書類】

<交付申請時>

(ブロック塀除却)

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書(様式第1号)
- (3) 収支予算書(様式第2号)
- (4) 点検表(別表2又は3)
- (5) 位置図
- (6) 平面図、断面図及び配置図
- (7) (敷地の)所有者であることがわかる書類
- (8) 見積書の写し(ブロック塀除却、基礎除却、フェンス改修、その他工事等の経費の内訳がわかる見積の作成を依頼してください。)
- (9) 現況写真
 - ・全景、不適合箇所がわかるもの
 - ・スケール等によりブロック塀の延長、高さ等が確認できるもの

(フェンス等改修)

- (10) 新設するフェンスの設計図面(設置位置がわかる平面図、立面図等)
※既存基礎を利用する場合は、基礎が健全であることを確認してください。
- (11) 設置するフェンスのカタログ等

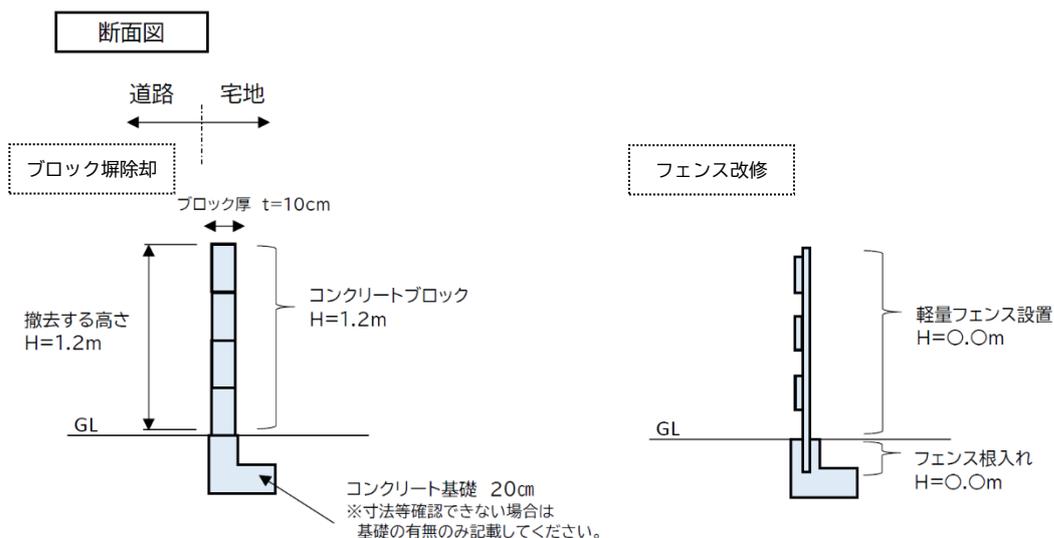
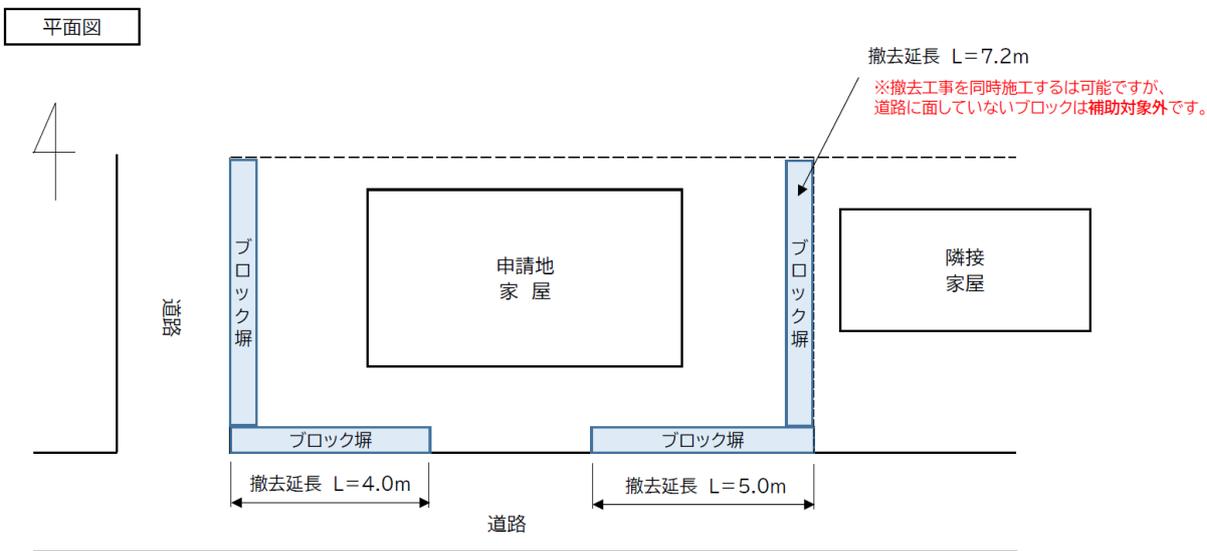
【実績報告時に必要な書類】

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書(様式第1号)
- (3) 収支決算書(様式第2号)
- (4) ブロック塀除却・フェンス等改修の工事(前・後)の写真
- (5) 工事費の請求書又は領収書の写し
- (6) 契約書又は請書の写し(※交付申請内容から軽微な変更があった場合)

【補助金請求時に必要な書類】

- (1) 補助金等交付請求書
- (2) 受入額調書
- (3) 交付決定通知書、検査結果通知書、額の確定について(通知)の各写し
- (4) 通帳のコピー等の口座番号・口座名義人が確認できるもの

【図面作成例】



- 1) 道路とブロック塀の位置関係が確認できるよう明示してください。
- 2) 撤去するブロック塀、新たに設置するフェンス等の高さ、厚さ等の情報を記載してください。
- 3) 基礎がある場合の撤去及び残置、フェンス等改修による再利用等を記載してください。
- 4) 撤去するブロック塀の高さ等条件が設置場所で異なる場合は、箇所ごとの断面図を作成してください。
- 5) 撤去するブロック塀の高さ等条件が設置場所で異なる場合は、箇所ごとの点検表が必要となります。
- 6) 延長、高さ等の条件が確認できる図面であれば、図面の縮尺精度は問いません。